

平成 27 年 8 月から

一定以上の所得のある方は、サービス利用時の負担割合が 2 割になります

介護サービス利用料の負担は、従来、所得にかかわらず一律で 1 割の負担となっておりましたが、この度の介護保険制度の改正に伴い、平成 27 年 8 月 1 日から、一定以上の所得のある方にはサービス費の 2 割をご負担いただくこととなります。

このため、8 月からは個々の負担割合（1 割又は 2 割）が標記された「負担割合証」が交付され、サービスを利用する際は、事業所等へ被保険者証と併せて提示が求められます。

H27 年 7 月下旬に、要支援・要介護認定を受けている方に対して、新たに「負担割合証」を送付いたします。

Q：2 割負担になるのはどういう人ですか？

A：65 歳以上の方で、合計所得金額が 160 万円以上の方です。（単身で年金収入のみの場合、年収が 280 万円以上）

ただし、合計所得金額が 160 万円以上であっても、実際の収入が 280 万円に満たないケースや 65 歳以上の方が 2 人以上いる世帯で収入が低いケースがあることを考慮し、世帯の 65 歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単身世帯の場合で 280 万円未満、2 人以上の世帯の場合で 346 万円未満の場合は 1 割負担となります。

<利用者負担の判定基準>

<利用者負担の判定基準>			
要支援・要介護認定を受けている 第一号被保険者（65 歳以上の方）	本人の合計所得が 160 万円以上の 場合	下記以外の場合	2 割
		同一世帯の第 1 号被保 険者（本人を含む 65 歳 以上の方）の <u>年金収入+</u> <u>その他の合計所得が</u>	単身で 280 万円未満の場合
	2 人以上で 346 万円未満の場合		1 割
	本人の合計所得金額が 160 万円未満の場合		1 割
本人が住民税非課税の場合又は生活保護を受給している場合		1 割	

※ 今回の自己負担割合（1 割又は 2 割）の判定は、平成 27 年度（平成 26 年中）の所得状況に基づき行なわれます。

Q：2割負担の判定を受けた方は、いつから対象となるのですか？

A：平成27年8月1日以降にサービスを利用されたときからです。

Q：1割負担から2割負担になった人は、全員月々の負担が2倍になるのですか？

A：月々の利用者負担には上限があります。上限についても所得によって相違はありますが、上限を超えた分は高額介護サービス費が支給されますので、全ての方の負担が2倍になるわけではありません。

Q：どうやって自分の負担割合を知ることができますか？

A：要支援・要介護認定を受けた方は、利用者負担が1割の方も2割の方も、毎年7月頃に、役場介護保険室から負担割合が記載された「負担割合証」が交付されます。平成27年8月以降は、この負担割合証を介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護サービスを利用するときは、必ずこれら2枚と一緒にサービス事業所や施設へご提出ください。

ご不明な点・ご質問等がございましたら、お気軽に下記担当までお問合せください。

【問合せ】



東海村 福祉部介護福祉課 介護保険室

〒319-1192

茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号

TEL029-282-1711(代) 内線 1162, 1163

FAX 029-282-8919

E-mail kaigo@vill.tokai.ibaraki.jp